平成２３年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市美萩野３丁目195番地、旧住所
埼玉県ふじみ野市北野１丁目７番９号
債務者　山口　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目424番地22
債務者　西山　未紗
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６２号
高知県南国市稲生196番地
債務者　浅岡　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３４号
高知市旭町１丁目34番地　旭マンション２Ｆ６号
債務者　西村　吉夫
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３５号
高知市旭町１丁目34番地　旭マンション２Ｆ６号
債務者　西村　瓔子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５１号
高知県長岡郡本山町本山1055番地３
債務者　西村　静代
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５２号
高知市高須東町８番26―５号
債務者　土居　るみ
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１７号
宮崎市佐土原町下田島19777番地２
債務者　松山　　慎（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市武３丁目14番５号　松山ビル201号
債務者　中村　るみ
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７５号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目17番１号、前住所
青森県三沢市桜町３丁目６番24号　２号
債務者　下田中孝幸
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
青森県八戸市大字湊町字久保34番地２
債務者　羽立　絹子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
岩手県二戸市浄法寺町合名沢２番地、旧住所
盛岡市本町通２丁目３番７号
債務者　齊藤　　明
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４２号
盛岡市新田町３番38号
債務者　鈴喜工務店こと　鈴木　由秀
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４３号
盛岡市新田町３番38号
債務者　鈴木　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９７号
富山市安養坊835番地
債務者　京井　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
青森県弘前市大字山崎１丁目11番地１　小田桐アパート５号
債務者　越田　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字藤沢字野田44番地１
債務者　福島　一晃
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
青森地方裁判所弘前支部